方法論番号	EN-S-012 Ver.4.1
方法論名称	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入

### <方法論の対象>

• 本方法論は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入することにより、化石燃料の使用量を削減する排出削減活動を対象とするものである。

## 1. 適用条件

本方法論は、次の条件を満たす場合に適用することができる。

- 条件1:プロジェクト登録基準を満たす電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を導入すること。
- 条件2:ベースラインの設備を特定できること。
- 条件3:プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

### <適用条件の説明>

### 条件1:

プロジェクト登録基準は、標準的な自動車より低炭素型の自動車を導入することである。標準的な自動車の想定については条件2を参照すること。ここでの「低炭素」とは、エネルギー消費効率と燃料又は電力の排出係数から算出した、単位走行距離当たりの CO2 排出量 (tCO2/km) が低下することをいう。また「電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車」とは、外部から充電される電力により作動する原動機を有する車両を指す。

外部から充電される電力により作動する原動機を有さない車両(ハイブリッド自動車(HV)、燃料電池自動車(FCV)等)を導入する場合、及びプロジェクト実施前にバイオマス燃料専用車が使用されている場合には、本方法論を適用できない。

## 条件2:

ベースラインの自動車には、それぞれ以下を想定する。

(1) 自動車を更新するプロジェクトの場合

ベースラインの自動車は、更新前の自動車である。

ただし、自動車を更新する場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、自動車を新規 導入するプロジェクトとしなければならない。

- ①更新前の自動車のエネルギー消費効率等の仕様が取得できない場合
- ②故障若しくは老朽化等により更新前の自動車を継続利用できない場合又は継続利用できても導 入から法定耐用年数の2倍を超えている場合
- (2) 自動車を新規導入するプロジェクトの場合

ベースラインの自動車は、標準的な自動車である。

標準的な自動車は、原則として、以下のように設定するが、プロジェクトにより導入される設備 が代替し得る設備に係る一般的な状況(設備の普及状況及び設備投資の経済性)及び当該プロジェ クト固有の状況を踏まえた合理的な説明ができる場合はこの限りではない。

## ①設備群の特定

ガソリン自動車とする。

### ②設備の特定

プロジェクトにより導入される電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車のボディ形状、 車体寸法及び出力等を勘案し、同等のクラスのガソリン自動車とする。

### ③設備効率の設定

トップランナー基準を活用する。

## 条件 3:

環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため遵守しなければならない法令としては、下記等が 想定される。他にも関連する法令等があるかを確認し、それらを遵守し、必要な許認可取得等を行

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- 道路運送車両法
- 大気汚染防止法
- · 騒音規制法
- 道路交通法

- ・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法 ・自動車損害賠償保障法
- 道路法

・地球温暖化対策の推進に関する法律

## 2. 排出削減量の算定

$$ER = EM_{BL} - EM_{PJ}$$

(式 1)

記号	定義	単位
ER	排出削減量	tCO2/年
$EM_{BL}$	ベースライン排出量	tCO2/年
$EM_{PJ}$	プロジェクト実施後排出量	tCO2/年

### <排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動>

項	排出活動	温室効果ガス	説明
ベースライン	自動車の		【主要排出活動】
排出量	日勤単の   使用	CO2	ベースラインの自動車の使用に伴う化石燃
7年山里	使用		料の使用による排出量
プロジェクト	電気自動車又はプラグイ		【主要排出活動】
実施後	电双日勤単又はノフクイ     ンハイブリッド自動車の	COS	プロジェクト実施後の電気自動車又はプラ
大	ンパイノリット日動車の     使用	CO2	グインハイブリッド自動車の使用に伴う電
伊田里 			力及び燃料の使用による排出量

# 3. プロジェクト実施後排出量の算定

$$EM_{PJ} = EL_{PJ} \times CEF_{electricity,t} + F_{PJ} \times HV_{PJ,fuel} \times CEF_{PJ,fuel}$$

(式 2)

記号	定義	単位
$\mathit{EM}_{PJ}$	プロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EL_{PJ}$	プロジェクト実施後の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車にお	kWh/年
	ける電力使用量	
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係数 tCO	
$F_{PJ}$	プロジェクト実施後のプラグインハイブリッド自動車における燃料使用量 k	
$HV_{PJ,fuel}$	HV <sub>PJ,fuel</sub> プロジェクト実施後のプラグインハイブリッド自動車で使用する燃料の単	
	位発熱量	
$CEF_{fuel}$	CEF <sub>fuel</sub> プロジェクト実施後のプラグインハイブリッド自動車で使用する燃料の単	
	位発熱量当たりの CO2 排出係数	

- 電気自動車を導入する場合は、プロジェクト実施後の走行距離をエネルギー消費効率で除して 電力使用量を求めてもよい。条件を満たせば、求めた電力使用量はそのまま排出量の算定に使用 することができる。モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用) 2.1.3 を参照のこと。
- プラグインハイブリッド自動車を導入する場合は、電力使用量と燃料使用量の両方をモニタリングすること。

## 4. ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後の走行距離を、プロジェクト実施後の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車ではなく、ベースラインの自動車で走行する場合に想定される CO2 排出量とする。

$$D_{BL} = D_{PJ} \tag{\vec{x} 3}$$

$$D_{PJ} = EL_{PJ} \times BU_{PJ} \tag{\textsterling 4}$$

記号	定義	単位
$D_{BL}$	ベースラインの自動車の走行距離	km/年
$D_{PJ}$	プロジェクト実施後の電気自動車又はプラグインハイブ	km/年
	リッド自動車の走行距離	
$EL_{PJ}$	プロジェクト実施後の電気自動車における電力使用量	kWh/年
$BU_{PJ}$	プロジェクト実施後の電気自動車のエネルギー消費効率 km/kWh	

## <補足説明>

• 計量器を用いて、プロジェクト実施後の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の走行

距離 ( $D_{PJ}$ ) を計測できる場合は、直接計測した  $D_{PJ}$ を用いること。

# 5. ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL} = D_{BL} \times \frac{1}{BU_{BL}} \times HV_{BL,fuel} \times CEF_{BL,fuel}$$
 (式 5)

記号	定義	単位
$EM_{BL}$	ベースライン排出量	tCO2 /年
$D_{BL}$	ベースラインの自動車の走行距離	km/年
$BU_{BL}$	ベースラインの自動車のエネルギー消費効率	km/kL, km/Nm³等
$HV_{BL,fuel}$	ベースラインの自動車で使用する燃料の単位発熱量	GJ/kL, GJ/Nm³等
CEF <sub>BL,fuel</sub>	ベースラインの自動車で使用する燃料の単位発熱量当たりの	tCO2/GJ
	CO2 排出係数	

# 6. モニタリング方法

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量を算定するために必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等の一覧を下表に示す。プロジェクト計画書の作成時には、選択した算定式に応じてモニタリング項目を特定し、実施規程(プロジェクト実施者向け)及びモニタリング・算定規程に従い、モニタリング計画を作成する。モニタリング時には、モニタリング計画に従いモニタリングすること。

### 1) 活動量のモニタリング

モニタリング	項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$EL_{PJ}$	プロジェクト実施後	・計測	対象期間で累計	
	の電気自動車又はプ	・電力会社からの請求書をもとに算定		
	ラグインハイブリッ			
	ド自動車における電			
	力使用量(kWh/			
	年)			
$F_{PJ}$	プロジェクト実施後	・計測	対象期間で累計	
	のプラグインハイブ	・燃料供給会社からの請求書をもとに		
	リッド自動車におけ	算定		
	る燃料使用量(L/			
	年、Nm³/年等)			
$D_{PJ}$	プロジェクト実施後	・計測	対象期間で累計	
	の電気自動車又はプ	・プロジェクト実施後の電力使用量及		
	ラグインハイブリッ	びエネルギー消費効率をもとに算		

ド自動車	車の走行距離 定(電気自	動車を導入する場合の	
(km/年	き) み)		

# 2) 係数のモニタリング

モニ	タリング項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係	・デフォルト値を利用	【要求頻度】	<b>%</b> 1
	数(tCO2/kWh)	$CEF_{electricity,t} = Cmo \cdot (1 \cdot f(t)) +$	検証申請時に最新のものを使用	
		$Ca(t) \cdot f(t)$		
		ここで、		
		t: 電力需要変化以降の時間(プロジ		
		ェクト開始日以降の経過年)		
		Cmo: 限界電源 CO2 排出係数		
		$\mathit{Ca}(t)$ : $t$ 年に対応する全電源 $\mathrm{CO}2$ 排		
		出係数		
		f(t): 移行関数		
		[ 0 [0≦ ★1 年]		
		$f(t) = \begin{cases} 0.5 & [1 \neq \leq t \leq 2.5 \neq] \end{cases}$		
		・プロジェクト実施者からの申請に基		
		づき、CEFelectricity,t として全電源		
		CO2 排出係数を利用することがで		
		きる		
$HV_{PJ,fuel}$	プロジェクト実施後	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	<b>※</b> 2
	のプラグインハイブ		検証申請時に最新のものを使用	
	リッド自動車で使用			
	する燃料の単位発熱			
	量(GJ/kL,			
	GJ/Nm³等)			
CEF <sub>PJ,fuel</sub>	プロジェクト実施後	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	<b>※</b> 2
	のプラグインハイブ		検証申請時に最新のものを使用	
	リッド自動車で使用			
	する燃料の単位発熱			
	量当たりの CO2 排			
	出係数			
	(tCO2/GJ)			
$BU_{PJ}$	プロジェクト実施後	<ul><li>計測</li></ul>	【要求頻度】	<b>※</b> 3
	の電気自動車のエネ		年1回以上	
	ルギー消費効率	・メーカーの仕様書等に記載されたカ	_	
				<u> </u>

	(km/kWh)	タログ値を使用		
$BU_{BL}$	ベースラインの自動	・計測	プロジェクト実施前に1回以上	<b>※</b> 3
	車のエネルギー消費	<ul><li>・メーカーの仕様書等に記載されたカ</li></ul>	<u> </u>	<b>*</b> 4
	効率(km/kL,	タログ値を使用(自動車を新規導入		
	km/Nm³等)	するプロジェクトについては、条件		
		1 で求めた標準的な設備の効率値		
		を使用)		
HV <sub>BL,fuel</sub>	ベースラインの自動	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	<b>※</b> 2
	車で使用する化石燃		検証申請時に最新のものを使用	
	料の単位発熱量	・ただし、固体燃料又は都市ガスを使	【要求頻度】	
	(GJ/kL, GJ/Nm³	用する場合には、供給会社提供値を	固体燃料:仕入れ単位ごと	
	等)	利用	都市ガス:供給元変更ごと	
CEF <sub>BL,fuel</sub>	ベースラインの自動	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	<b>※</b> 2
	車で使用する燃料の		検証申請時に最新のものを使用	
	単位発熱量当たりの	・ただし、固体燃料又は都市ガスを使	【要求頻度】	
	CO2 排出係数	用する場合には、供給会社提供値を	固体燃料:仕入れ単位ごと	
	(tCO2/GJ)	利用	都市ガス:供給元変更ごと	

<sup>\*</sup> 化石燃料の単位発熱量及び排出係数は、供給会社からの提供値又は実測により把握することもできる。この場合、「モニタリング・算定規程」に示す要求頻度を満たしてモニタリングを実施すること。

### < 1 × 1 × 1 × 1

• 自家用発電機による発電電力を用いる場合は、附属書 A に従い電力の CO2 排出係数を求めること。

# < 3.2

• 排出量の算定に用いる燃料の単位発熱量は、高位発熱量(総発熱量)か低位発熱量(真発熱量)のいずれかに統一することが必要である。また、プロジェクト実施前後で統一するため、低位発熱量(真発熱量)のデフォルト値を使用する場合は、「モニタリングに係る要求事項」に定める換算係数を用いて低位発熱量(真発熱量)を求めること。

### < 3>

• プロジェクト実施前後の車両のエネルギー消費効率 (燃費値、*BUPs*及び *BUBL*) は、原則として、WLTC モードで計測された値とする (カタログ値を使用する場合も同様)。WLTC モード燃費値が得られない場合は JC08 モード燃費値、それも得られない場合は 10・15 モード燃費値を用いることも可とする。但し、プロジェクト実施後のエネルギー消費効率 (*BUPs*) はプロジェクト実施前のエネルギー消費効率 (*BUBL*) と同じ又はより新しいモードの燃費値でなければならない (上述の 3 モードのうち WLTC モードが最も新しく、10・15 モードが最も旧い)。

## < 3.4>

• 自動車を新規導入するプロジェクトでは、最新のトップランナー基準を適用すること。

## ※以下はトップランナー基準値の例(2020年9月23日時点)

区分	エネルギー消費効率
車両重量が 741 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	24.6 km/L
車両重量が 741 キログラム以上 856 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	24.5 km/L
車両重量が 856 キログラム以上 971 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	23.7 km/L
車両重量が 971 キログラム以上 1,081 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	23.4 km/L
車両重量が 1,081 キログラム以上 1,196 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	21.8 km/L
車両重量が 1,196 キログラム以上 1,311 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	20.3 km/L
車両重量が1,311キログラム以上1,421キログラム未満の令和2年度特定ガソリン乗用自動車等	19.0 km/L
車両重量が1,421キログラム以上1,531キログラム未満の令和2年度特定ガソリン乗用自動車等	17.6 km/L
車両重量が 1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	16.5 km/L
車両重量が1,651キログラム以上1,761キログラム未満の令和2年度特定ガソリン乗用自動車等	15.4 km/L
車両重量が 1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	14.4 km/L
車両重量が 1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	13.5 km/L
車両重量が 1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	12.7 km/L
車両重量が 2,101 キログラム以上 2,271 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	11.9 km/L
車両重量が 2,271 キログラム以上の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	10.6 km/L

出所:乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(令和 2 年 3 月 3 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号) 1-1 (7)

## 7. 付記

• 本方法論を家庭部門(リース契約を含む)に適用する場合には、経済的障壁を有する蓋然性が高いため追加性の評価は不要とする。ただし中古の設備(古物営業法第2条が定める「古物」の定義に該当するもの)を導入する場合を除く。

# <妥当性確認に当たって準備が必要な資料一覧>

	必要な資料	具体例
	適用条件1を満たすこ	・プロジェクト実施後の電気自動車の概要が分かる資料 (仕様書等)
	とを示す資料	・更新プロジェクトの場合は、プロジェクト実施後の自動車の概要や使用年数等が分
		かる資料(仕様書等)
		・新規プロジェクトの場合は、条件1に従って選定したベースラインの自動車の概要
		が分かる資料 (仕様書等)
•	適用条件3を満たすこ	・関連する法令等の遵守に係る誓約書
	とを示す資料	

## <方法論の制定及び改定内容の詳細>

Ver	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	2013.5.10	2017.1.22	新規制定
1.1	2017.1.23	2020.9.29	6. モニタリング方法
			注記※3 についてトップランナー基準改正を踏まえ修正
2.0	2020.9.30	2021.3.31	プラグインハイブリッド自動車を対象化
3.0	2021.4.1	2022.3.8	1. 適用条件
			登録基準の引き上げ

			7. 付記	l
			追加性の評価の省略について、家庭部門に適用する場合	
			であることを追記	
			追加性の評価の省略について、中古の設備を導入した場	
			合は除外となることを追記	
3.1	2022.3.9	2022.8.4	7.付記	l
			追加性の評価の省略について、リース契約の場合も含め	
			ることを追記	ĺ
3.2	2022.8.5	2023.10.27	附属書 A	
			除外となる事例を追記	
4.0	2023.4.28	2023.10.19	1. 適用条件	
			環境社会配慮を行い持続可能性を確保することを追加	I
4.1	2023.10.20	_	3. プロジェクト実施後排出量の算定	
			電気自動車を導入する場合、プロジェクト実施後の走行	
			距離をエネルギー消費効率で除して電力使用量を求めても	
			よいことを注記	

# 附属書 A: 自家用発電機による発電電力を用いる場合の取扱いについて(要求事項)

プロジェクト実施前後において自家用発電機による発電電力を用いる場合は、電力の CO2 排出係数を以下の式によって算定する(ただし、再生可能エネルギー発電設備によるもの及びコージェネレーションは除く)。

$$CEF_{electricity,t} = \frac{F_{gene} \times HV_{gene,fuel}}{EL_{gene}} \times CEF_{gene,fuel} \tag{$\sharp$ a-1)}$$

記号	定義	単位
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係数	tCO2/kWh
$F_{gene}$	自家用発電機に投入される燃料使用量	t/年, kL/年, Nm³/年等
$HV_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の単位発熱量	GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm³等
$EL_{gene}$	自家用発電機の発電電力量	kWh/年
$CEF_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の CO2 排出係数	tCO2/GJ

電力の CO2 排出係数を算定するために必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等を下表に示す。

# 1) 活動量のモニタリング

モニ	タリング項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$F_{gene}$	自家用発電機に投入	・燃料供給会社からの請求書をもとに	対象期間で累計	
	される燃料使用量	算定		
	(t/年, kL/年, Nm³/	・燃料計による計測		
	年等)			
$EL_{gene}$	自家用発電機の発電	・電力計による計測	対象期間で累計	
	電力量(kWh/年)			

## 2) 係数のモニタリング

モニ	タリング項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$HV_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	
	される燃料の単位発		検証申請時に最新のものを使用	
	熱量(GJ/t, GJ/kL,	・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用	【要求頻度】	
	GJ/Nm³等)	する場合には、供給会社提供値を利	固体燃料:仕入れ単位ごと	
		用	都市ガス:供給元変更ごと	
$CEF_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】	
	される燃料の CO2		検証申請時に最新のものを使用	
	排出係数(tCO2/GJ)	・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用	【要求頻度】	
		する場合には、供給会社提供値を利	固体燃料:仕入れ単位ごと	
		用	都市ガス:供給元変更ごと	

<sup>\*</sup> 化石燃料の単位発熱量及び排出係数は、供給会社からの提供値又は実測により把握することもできる。この場合、「モニ

方法論 EN-S-012 (Ver.4.1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入

タリング・算定規程」に示す要求頻度を満たしてモニタリングを実施すること。